

陳 情 文 書 表

7 陳情第 29 号

「乳児等通園 支援事業(いわゆる「こども誰でも通園制度」)に関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 5 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市東町
	氏 名	小金井保育問題連絡協議会 会長 野口 成恵 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市東町
	氏 名	野口 成恵
	連 絡 先	

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 5 日 (1152)			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係



『乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）』に関わる陳情書

2025年6月5日（木）

小金井保育問題連絡協議会

会長 野垣成恵

小金井市東町

【陳情趣旨】

日頃よりの保育・子育てに対するご尽力、ありがとうございます。

さて、ご承知の通り、子ども家庭庁は今年度、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として『乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）』を制度化しました。その上で2026年度から新たな給付として全国の自治体で実施するとしています。

2024年度4月時点で全国では115自治体がモデル事業を実施していますが、各自治体では今年度中に総合支援システムの構築等の準備を進め、2026年4月の実施に向けて実施計画の策定や条例化を行うこととなります。

この制度は利用者と事業者の直接契約ではありますが、新たな給付のための利用者の認定と事業者の認可は自治体の業務とされており、事業をどのように実施し、どのような事業者を認可するかなどを決めるのは、実施主体の自治体となります。

また、東京都では既に「多様な他者との関わりの創出事業」という類似した事業を実施しており、2つの事業の整合性をどのように図るかについても、自治体での検討が求められます。

既にモデル事業を実施している自治体や施設からは、沢山の問題点が指摘されています。預けられる子どもの不安や預かる施設の負担の問題、多様な事業者の参入が認められる問題、慣れない乳児を保育するには一定の経験のある保育士の配置が必要だがそれだけの人件費が保障されていない問題、一般型では有資格者が半分で良いという問題など、枚挙にいとまがありません。しかし実施が決まっている以上、自治体にはより良い形で実施することが求められます。

子どもにも施設にもより良い形で制度が運用されることを願い、以下について陳情致します。

【陳情項目】

1. より良い保育を実施するために、市に対して以下の内容を遵守することを求めています。
 - ① 対象施設から営利事業者を除外し、保育の実績のある事業者に限ること。
 - ② 利用は定期利用を基本とすること。
 - ③ 実施方法は専用室独立実施の一般型を基本とすること。
 - ④ 国の制度では事前面談が必要とされているにもかかわらず、その時間については補助が出ない仕組みになっているので、小金井市として規定すること。
 - ⑤ 現在行われている「一時預かり事業」や「多様な他者との関わりの創出事業」との整合性を図り、現場に無理のない制度設計とすること。
 - ⑥ 事業を実施する施設には定期的に訪問し、実施状況や内容を確認するとともに、必要に応じて助言や援助を行うこと。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 30 号

小金井市才一庁舎にエレベーター設置を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 6 月 6 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大谷和彦 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大谷和彦
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

屋敷 山

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 6 日 15:30			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	齋藤	高橋	西村	伏見	斎藤

別紙

小金井市議会議員 菅原康夫 昭和7年6月6日

小金井市本町 [REDACTED] 大倉和男

小金井市第一庁舎のエレベーター設置を求める陳情書

陳情者は、小金井市第一庁舎4階下南側に在る本会議
を信託するところであるところ、4階より階段を降りて
昇降するが、高^齢者にとりてはかなりの負担となる。

新庁舎の建設が先送りとなり、結果、陳情者も
高^齢とせざるを得ない。指託の設置は、多数の市民の

求めるところである。本件陳情にふんたを以て
する。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 31 号

金沢市議会は国会に対し地方税法343条が定める固定資産税の廃止を求める意見書を提出するよう求める。

陳情書

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 6 月 16 日
(西曆)

陳情代表者	住所	小倉市本町 [REDACTED]
	氏名	大倉和彦 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	() —

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小倉市本町
	氏 名	大倉和彦
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 7 年 6 月 16 日 8:54				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



副紙 小金町市議会議長 高藤康史 殿 令和7年6月16日

小金町市車町 [REDACTED] 大倉和秀

小金町市議会付 回公に対して 地方税法343条で定めた固定資産税の廃止と求める意見書と提出するよう求める附請書

日本国は固定資産税は天下の悪税である。新税原理は担税能力の均一者で新税を禁止するところ、固定資産税は明らかに担税能力の均一者にも新税としない。そして滞納者には滞納者への公的年金と容赦なく差し押さえて取り立てる。二つとも、差打禁止財産額を定めた旧税徴収法77条は、実質的には全く給に元金である。それは、滞納税額を減額としないことと、率に分割して取り立てることに通ずるからである。固定資産税の新税対象は土地と心象屋であるところ、所有者は当該土地と心象屋の購入資金によって、市に新税及び心象屋税と負担を課せられ、その結果、固定資産税は二重新税である。新税原理に反する違法な税金である。更に言えは、市町村は「公平価格と上から」と称して、税収と土地詳細額を引き上げて固定資産税を増額する。居住者からすれば、近隣土地の取引価格は居住者には無関係であり、居住者の損害である。そして土地の上に乗った家屋を取り立てると、土地の固定資産税額は上乗せ^{は税}と上乗せする。正に懲罰的な増額である。

このような理不尽かつ苛酷な固定資産税であるところ、国及び地方公共団体、市町村、学校法人等と 地方税法348条第1項第1号~45号は、ほう太母者と非新税と定めている。新税者と非新税者との差別は、法の下で平等と定めた憲法14条に違反し、違法である。

市町村は、課税する者であり、非課税者である。租税の痛手と
命である。阿倍君が市町村にも課税せよと訴える所以である。
しかし、右訴えは、まうくといふ。よって、阿倍君は、拘監の阿倍を、
行うものではない。

以上

追記

地方税法348条第1項

市町村は、国並みに都道府県、市町村等に対しては
固定資産税を課することがない。

同条第2項 適用除外

三号 宗教法人

十a四号 学校法人

陳 情 文 書 表

7 陳情第 32 号

陳情者は小金井市議会に対し「小金井市議会の市民の声」
制度の廃止の訴えを求めます

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 6 月 18 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市本町
	氏 名	大谷和彦 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町
	氏 名	大谷和彦
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 18 日 15:20			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係

山浦

原

別紙 小金田市議会議員 市原康太郎 合子7年6月18日

小金田市本町 [REDACTED] 大倉和彦

阿倍君は、小金田市議会に対し「小金田市長宛の市民の声」制度の
廃止の約をかつと求める阿倍書

小金田市において「市民の声」制度があるところ、右制度は金田君が
住民から小金田市長宛てに「局窓」における市の行政に係る
困りごとを提出して、右困りごとを解決、打開を力さすもので
あるところ、現実には全く機能してない。その理由は、右
困りごとを、市長自らで調べて解決を図ることとせず、

「市民の声」の書面をその「局窓」に差し渡し、局窓に
おいて対応するからである。そのため局窓で、継ぎの
対応の要請と変化を分ければ、早急な対応に終り、事態は
進展しない。「市民の声」の前身は「市長への手紙」制度であった
ところ、何らかの事情があり、「市長への手紙」制度は廃止された。
したがって「市民の声」制度も事実上機能を發揮しておらず、

「市民の声」を利用した者においては、その時間と労力の無駄
を生じ、結果的には利用希望を減らすものとなっている。
よって、阿倍君は、拙記の阿倍書を行うものとする。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 33 号

障がい者への「（仮称）交通手当」の検討状況等について議会として確認していただくことを求める

陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 年 6 月 2 0 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	同 上
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下

栗成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 20 日			12:26
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 浦	山 浦	齋 藤	高 橋	西 村	伏 見	齋 藤

障がい者への「(仮称)交通手当」の検討状況等について 議会として確認していただくことを求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。
憲法第16条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、本市では、障がい者を対象にタクシー・ガソリン代助成を月額3000円を限度に実施しています。タクシーについては、以前は事前にクーポン券が支給されていましたが、16年前から償還払い(後払い)となり、領収証類の保管が利用者や介助者の負担になっています。
そこで、事前に相当額の金銭を支給する「交通手当」が検討されていますが、今年度の導入は見送られています。

以下の事項を陳情いたします。

【陳情項目】

- 障がい者へのタクシー・ガソリン代助成の運用状況と課題、「(仮称)交通手当」の検討状況等について、近隣市の状況を踏まえて、議会として確認してください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 7 号

請願・陳情の提出締め切り日時について市議会ホームページに掲載していただくこと
を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 2 0 日
(西暦 2025)

陳情 代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 20 日			12:26
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	齋藤	高橋	西村	伏見	齋藤

2025年 6月20日
小金井市東町
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成

請願・陳情の提出締め切り日時について 市議会ホームページに掲載していただくことを求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。
憲法第16条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、現在、小金井市議会ホームページの「請願・陳情」の項には、請願書、陳情書の書き方及び提出方法、記載例、様式、記載要領等が掲載されています。提出者にとって便宜が図られており、他自治体議会に比べても先進的です。

ところが、毎定例会で設定される請願・陳情の提出締め切りの日時は見当たりません。いちいち、議会事務局に電話やメールで問い合わせるか、議員に確認することになります。議会事務局にはお手数をおかけし、申し訳なく思っております。

そこで、以下の事項を陳情いたします。

【陳情項目】

- ・ 請願・陳情の提出締め切りの具体的日時について市議会ホームページに掲載してください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 35 号

選挙時の法定ビラの配布方法の規制緩和について国に意見書を提出していただくことを求める

陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 年 6 月 2 0 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
山下 屋敷

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 20 日			12/26
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 浦	山 浦	穂 積	高 橋	西 村	伏 見	斎 藤

2025年 6月20日
小金井市東町
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成

選挙時の法定ビラの配布方法の規制緩和について 国に意見書を提出していただくことを求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。
憲法第16条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、従来より国政選挙や市長選挙では選挙運動用ビラ（法定ビラ）の配布が認められていましたが、マニフェスト選挙やインターネット選挙解禁の流れを受け、2019年より都道府県議員選挙や市議会議員選挙においても、2種類以内、一定枚数の配布が認められました。有権者が候補者の政見・公約等を知る上で 貴重な情報源です。

ところが、法定ビラが配布できる場所については、選挙事務所、個人演説会会場、街頭演説の場所に限られています。配布の方法は手渡ししか、新聞折込とされ、ポスティングや店舗・施設等に預けての配布は認められていません。街頭演説の時間帯は、午前8時から午後8時までとされているため、これ以外の時間帯は街頭演説の標記を掲示していたとしても、街頭で法定ビラを配布することはできないと解されています。

法定ビラについては、作成費用が公費で賄われて、枚数が制限されており、配布場所・時間・方法を緩和したとしても、無償の運動員によって行われる限り、選挙運動費用が増加することにはならないと考えます。

そこで、以下の事項を陳情いたします。

【陳情項目】

- ・ 本陳情書の趣旨を踏まえて、選挙時の法定ビラの配布方法の規制の緩和を求める意見書を国会及び関係行政機関に提出をしてください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 36 号

3・4・11号線など都市計画道路問題に関して参考人制度や公聴会制度の活用を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 2 0 日
(西暦 2025)

陳情 代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 20 日 12:26			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	薄根	高橋	西村	伏見	斎藤

議 事 係



小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025 (令和7) 年6月20日

東京都小金井市東町

市民団体 「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

3・4・11号線など都市計画道路問題に関して 参考人制度や公聴会制度の活用を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、優先的に整備したいと東京都が言っている都市計画道路(3・4・11号線及び3・4・1号線)や今後市施行が想定される都市計画道路に関しましては、非常に重要な問題でもあり、建設環境委員会において継続的に十分調査を尽くされますよう期待しております。

調査を進めるにあたっては、議員同士の主張のやりとりだけではなく、ぜひ専門家の知見を得るよう努めていただきたいと思います。行政側の検証でも専門家の知見を求めた経緯がありますが、環境問題の専門家の意見に関しては結論部分が歪曲、隠蔽されて公表されるなど、常識では考えられない事態となっています。議会での参考人発言であれば、公開の場で行われ、全文が記録されることから、歪曲や隠蔽はできないものと承知しております。

また、市民の率直な意見の聴取も極めて重要ですので、行政任せにすることなく、市議会としてもお取り組みいただきたいと思いますと考えております。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

- 1 3・4・11号線など都市計画道路問題に関して、専門家の知見を得るべく、議会基本条例に基づいて、参考人を招致して質疑をおこなってください。
- 2 3・4・11号線など都市計画道路問題に関して、市民の意見を聴取するべく、議会基本条例に基づいて、公聴会を開催してください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 37 号

東小金井駅nonowa北口の交通安全対策を求める

陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 年 6 月 2 0 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 20 日 12:26			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 浦	山 浦	薄 根	高 橋	西 村	伏 見	斎 藤

山下 屋敷

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025 (令和7) 年6月20日

東京都小金井市東町

市民団体 「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

東小金井駅nonowa北口の 交通安全対策を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、東小金井駅nonowa改札に関しましては、当初は開設が予定されておらず、後付けされた改札です。したがって、nonowa北口に関しましては、歩行者動線が当初想定とは大きく異なっています。

具体的には、梶野町5丁目のスーパー（グレース）東側南北道路を往来して高架側道を横断する歩行者が激増している状況です（とりわけ通勤通学時間帯）。

一方、高架側道は、緑町1丁目交差点（東大通りと地藏通りの交差点）の信号待ちを嫌う自動車が抜け道として使用し、中には速度を上げて、歩行者を蹴散らすようにクラクションを鳴らして走行する不届き者も散見されます。

横断しようとする歩行者と自動車がぶつかりそうになる光景が日常茶飯事となっており、危険な状態です。

この間、危険性について問題提起を続けておりますが、一向に改善されず、大変残念に思っております。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

- 1 東小金井駅nonowa北口周辺を走行する自動車に対して、標識や路面標示を工夫することにより、「減速」「徐行」「歩行者への配慮」を強く求める措置を講じてください。
- 2 平日の朝の7時から9時までの車両流入状況、うち送迎ではなく単なる抜け道使用として流入している状況などの実態調査をおこなってください。
- 3 どのような標識や路面標示が効果的か、これは東小金井駅nonowa北口周辺に限った話ではありませんが、先進事例の収集検討を進めてください。